岩田合同法律事務所 ニュースレター
2025 年 9 月

**競争法**

監修：弁護士　石川　哲平
執筆：弁護士　田中いづみ

## 1　「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」案等の意見募集

公正取引委員会は、2025 年 7 月 16 日、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 41 号。以下「改正法」といいます。）の成立に伴い、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」案（以下「運用基準案」といいます。）等に対する意見募集を実施しました（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/jul/250716_toriteki.html）。

運用基準案においては、改正法により変更された用語が用いられておりますが、具体的な用語の変更については下記のとおりです。

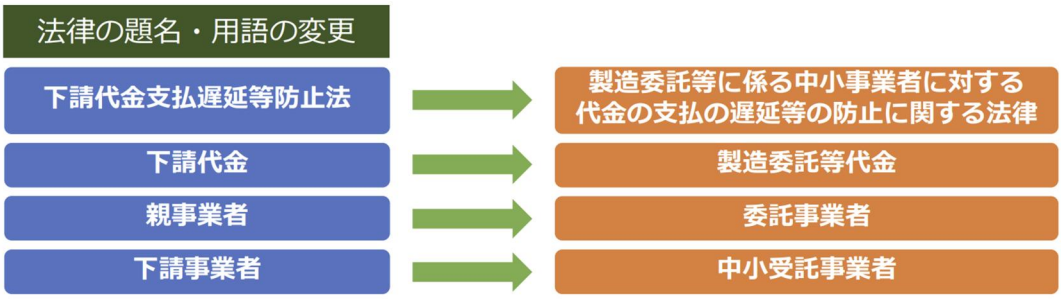


【出典：公正取引委員会、中小企業庁「取適法リーフレット」1 頁（https://www.jftc.go.jp/file/toriteki_leaflet.pdf）】

運用基準案では、下記図のとおり、価格交渉プロセスに着目した規定として新設された禁止行為である「協議を適切に行わない代金額の決定」（改正法 5 条 2 項 4 号）につき具体的な解釈が示


© IWATA GODO 2025

されています。例えば、「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」とは、「協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供を行わずに、製造委託等代金の額が定められた場合」が該当するとされ、「決定」には、「代金を引き上げ、又は引き下げることのほか、据え置くこと」も含まれるとされています（運用基準案第 4 の 9⑸等）。また、違反行為事例として、中小受託事業者（現下請事業者）がコスト上昇分につき代金額の引上げを求めたにもかかわらず、委託事業者（現親事業者）がコスト上昇の根拠として具体的に算定が困難である詳細な情報の提示を求め、協議の実施を困難にさせた上で代金額を決定する行為が挙げられており（運用基準案第 4 の 9-2）、改正法が施行される 2026 年 1 月 1 日以後にあっては、委託事業者は、中小受託事業者に対して無理な要求をすること等により協議の実施を実質的に困難ならしめないよう、誠実に協議に対応する姿勢が求められます。

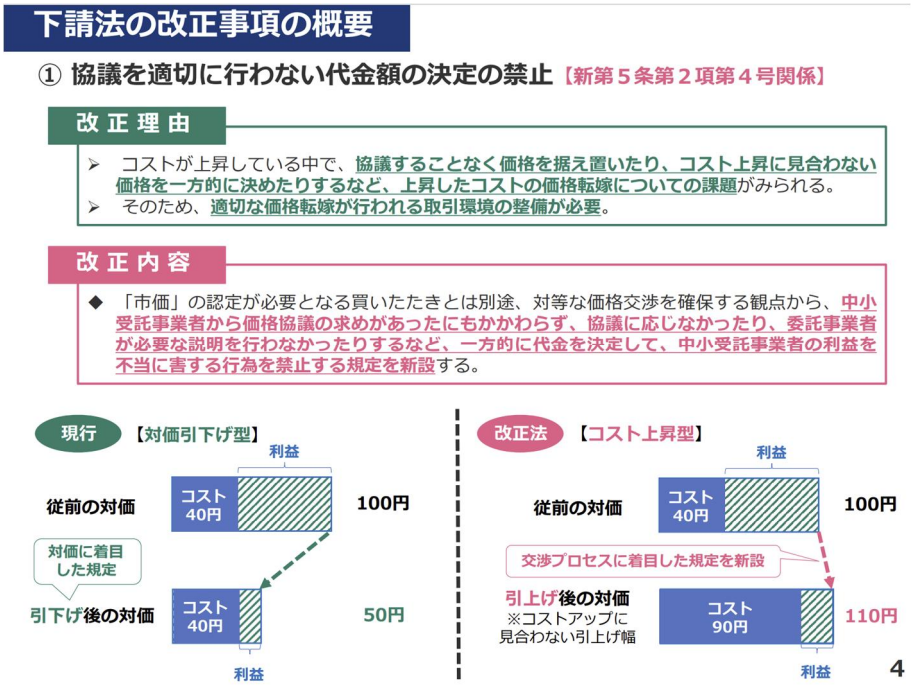


【出典：公正取引委員会、中小企業庁「下請法・下請振興法改正法の概要」4 頁（https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou-setsumeisiryo.pdf）】

金融機関に支払う振込手数料については、現行法においては親事業者と下請事業者との間で事前に書面で合意した場合には、下請事業者の負担とすることも適法であるとの解釈が採られていますが、改正法では、「企業取引研究会報告書」（企業取引研究会、2024 年 12 月）（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/feb/250221_kigyotorihiki_1.pdf）で示された見解のとおり、書面合意の有無にかかわらず振込手数料等を中小受託事業者に負担させることは「減額」（改正法 5 条 1 項 3 号）に該当し違法となるとされております（運用基準案第 4 の 3⑴カ）。したがいまして、委託事業者は、振込手数料を中小受託事業者の負担としていないかどうかを確認の上、中小受託事業者の負担としている場合には委託事業者の負担とする旨契約内容を改める必要があります


© IWATA GODO 2025

す。

また、改正法では、手形払を禁止し、ファクタリングや電子記録債権等であっても「当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難である」場合は併せて禁止されています（改正法５条１項２号）。この点、満期日・決済日等が製造委託等代金の支払期日より後に到来するファクタリングや電子記録債権等の支払について、委託事業者が支払期日における割引料等を負担することとする場合であっても、金銭による支払と同等の経済的効果が生じるとはいえないことから、「当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの」として取り扱うとされております（運用基準案第４の 2⑸）。したがいまして、ファクタリングや電子記録債権等を用いている委託事業者におかれては、製造委託等代金の支払期日以前に満期日等が到来するよう注意する必要があります。

そのほか、改正法における主な改正内容は以下のとおりですので、施行（2026 年１月１日）前に一度ご確認いただくことが望ましいと存じます。

**１．規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）**

【規制内容の追加】
**（１）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】**
●対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止。

**（２）手形払等の禁止**
●対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。
※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

【規制対象の追加】
**（３）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】**
●対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

**（４）従業員基準の追加【適用基準の追加】**
●従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

【執行の強化等】
**（５）面的執行の強化**
●関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。

※その他
●製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
●書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
●遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
●既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

【出典：公正取引委員会、中小企業庁「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」（https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou-gaiyo.pdf）】

## ２　株式会社ダンロップタイヤから申請があった確約計画の認定

公正取引委員会は、2025 年８月６日、株式会社ダンロップタイヤ（以下「ダンロップタイヤ」といいます。）からの独占禁止法 19 条（同法２条９項４号（再販売価格の拘束））の規定に違反する疑いのある行為に係る確約計画の認定を求める申請について、当該確約計画が認定要件のいずれにも適合すると認め、当該確約計画を認定しました（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/aug/250806_dunlop.html）。

ダンロップタイヤは、小売業者に対し、自社が供給する自動車用タイヤについて、①「希望小売価格」で販売するよう要請、②実質的な割引を行わないよう要請又は③オンライン販売サイトへの出品をしないように要請すること等により、希望小売価格で販売するようにさせていたとしています。

再販売価格の拘束について「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（https://www.jftc.g


© IWATA GODO 2025

o.jp/dk/guideline/unyoukijun/ryutsutorihiki.html）第 1 部第 1 の 1⑵によれば、「希望小売価格」等は単なる参考価格として示されている限りは問題となるものではありませんが、当該価格を守らせるなど、事業者が流通業者の販売価格を拘束する場合には原則として違法となるとされています。また、事業者においては、「希望小売価格」等を示す場合には当該価格は参考価格であり流通業者が販売価格を自主的に決定すべきであることを、通知文書等で明示することが望ましいとされています。

## 3　価格交渉促進月間のフォローアップ調査結果の公表

中小企業庁は、2025 年 6 月 20 日、価格交渉促進月間（2025 年 3 月）において実施されたフォローアップ調査の結果を公表しました（https://www.meti.go.jp/press/2025/06/20250620003/20250620003.html）。中小企業庁は、結果の概要として、発注企業から交渉の申入れがあり価格交渉が行われた割合が増加し、価格交渉ができる雰囲気が更に醸成されつつある傾向にあるとする一方、価格転嫁率は 52.4%であり（下記図ご参照）、価格転嫁できた企業とできない企業で二極分離した状態であると総評しました。

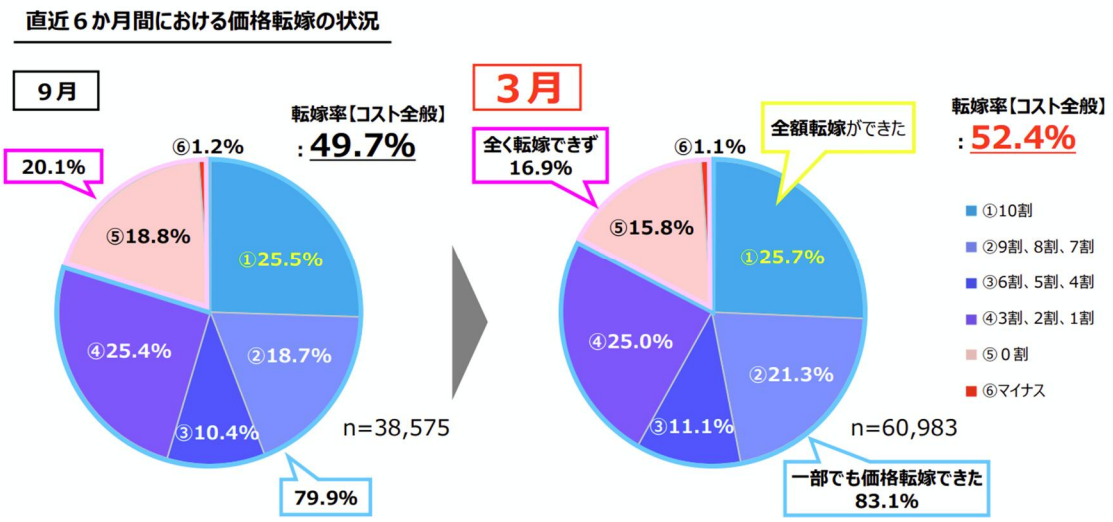


【出典：中小企業庁「価格交渉促進月間（2025 年 3 月）フォローアップ調査結果」7 頁（https://www.meti.go.jp/press/2025/06/20250620003/20250620003-1.pdf）】

また、同年 8 月 5 日、「価格交渉の回答状況」、「価格転嫁の回答状況」及び「支払条件の回答状況」の受注企業からの回答が点数化された発注者リストが公表されています（https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/dl/202503/result_02.pdf）。

さらに、中小企業庁は、同年 9 月にも価格交渉促進月間においてフォローアップ調査を実施し、発注者ごとの価格交渉・価格転嫁の取組状況を公表するとともに、その結果が芳しくない発注企業に対しては事業所管官庁大臣名での指導、助言等を実施することとしています（https://w


© IWATA GODO 2025

ww.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/dl/202509.pdf)。価格転嫁率の向上が目標であるとされていることに加え、上記 1 のとおり改正法において「協議を適切に行わない代金額の決定」が禁止行為として創設されたことからも、今後は発注企業と受注企業の間のより実効的な価格交渉の実施が求められると考えられます。

【監修】

石川哲平（弁護士）
E-mail: teppei.ishikawa@iwatagodo.com

慶応義塾大学法科大学院修了、2013 年弁護士登録。
公正取引委員会に 3 年間勤務し、多数の立入検査、事件審査、取消訴訟などを担当し、独占禁止法の実務に深い知見を有する。これらの経験を活かし、多数の当局の調査対応、事業活動に関する法的助言等を行う。

【執筆者】

田中いづみ（弁護士）
E-mail: izumi.tanaka@iwatagodo.com

東京大学法科大学院修了。2023 年弁護士登録。
紛争解決、コーポレート案件、ファイナンス案件、競争法案件等、企業法務全般を広く取り扱う。

**岩田合同法律事務所**

1902 年（明治 35 年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。　創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。弁護士 110 余名のほか、日本語対応可能な外国法事務弁護士（中国法、フランス法、米国法）も所属し、特別招聘顧問として元最高裁長官大谷直人氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号　丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所　広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。
また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。


© IWATA GODO 2025